

PwC Tax Insight (No.12/2019)

2019 年度のタイ国経済を促進する
ための税務措置の承認

Issue 3 May 2019



.....
2019 年度におけるタイ国経済を
促進するための税務措置がタイ国
内閣により承認されました。
.....

2019年4月30日、タイ国内閣は2019年度のタイ国経済
を促進するための税務措置の承認を行いました。
これらの税務措置は、官報に掲載され、公布された後
に、施行されます。本法の詳細は以下のとおりです。

内容

1. 国内旅行、ホテル、宿泊およびホームステイの費用

個人に対し、2019年4月30日から6月30日までの間に支払われる国内旅行、ホテル、宿泊およびホームステイの費用について所得控除が認められます。認められる所得控除は、第一区域に含まれる県の場合には1万5千バーツまで、第二区域に含まれる県の場合には2万バーツまでとなります。第一区域および第二区域の両方で支出される費用については、それらの費用を合算の上、合計2万バーツまでの控除が認められます。

第一区域には、Bangkok、Kanchanaburi、Chonburi、Prachuabkirikan、Chiangmai等、22県が含まれます。残りの55県は第二区域になります。

2. 教育やスポーツに関連する商品の購入費用

個人に対し、教育やスポーツに関連する商品の購入代金で、2019年5月1日から6月30日までの間に付加価値税(VAT)の登録事業者に支出されるものを対象とし、最大で1万5千バーツの所得控除が認められます。当該控除を受けるためには、簡易タックスインボイスでなく、正規のタックスインボイスが必要です。

対象となる支出は、教育やスポーツに関連する商品(道具を含む)で、電子装置や衣類は含まれません。

3. OTOP(One Tambon One Product)認定商品の購入費用

個人に対し、2019年4月30日から6月30日までの間に購入されるOTOP認定商品の費用について最大1万5千バーツまでの控除が認められます。

4. 読書を促進するための費用

2019年1月1日から2019年12月31日までの間に、個人が、本や電子書籍の購入の為、会社や法人格を有するパートナーシップ、法人格を有するその他の事業体に支払う費用は、1万5千バーツを上限とし、所得控除が認められます。

しかし、上記金額と、省令第341条の下で控除が認められている2019年1月1日から1月16日の間に支払われた特定の本や電子書籍の金額との合算金額は、1万5千バーツを超えることはできません。

5. 個人の住宅購入費用

個人に対し、住居用の土地付家屋、またはコンドミニアムユニットの購入費用として2019年4月30日から12月31日の間に支払われる金額のうち、20万バーツまでの所得控除が認められます。

本控除には以下の条件を満たす必要があります。

- 不動産の価値は500万バーツを超えないこと
- 土地の購入と建物の建築は一体契約であること
- 納税者は不動産の所有権の移転登記をした日から、本人の死亡や不可避の理由で不動産が消滅する場合を除き、最低5年以上は不動産を所有しなければならない
- 納税者は住居用の不動産を過去に保有していないこと

6. イータックスシステムへの投資

6.1 VAT登録事業者である法人または法人格を有するパートナーシップに対して、以下の資産に関する投資金額の200%の追加所得控除が認められます。

- 電子証明書を保存するために行うコンピューター、コンピューター機器及びコンピューター・コンポーネントについての投資、およびその企業または取引先企業のビジネスに関するイータックスインボイスまたはイータックスレシートの作成、送付および保存をするためのコンピューターソフトウェアの開発投資。
- 歳入局長官により認められたサービスプロバイダーに対して支出されるタックスインボイスまたは電子証明書の作成、送付および保管のために行われるクラウドシステム、電子証明書、その他のサービスにかかる投資

なお、上記には、イータックスインボイスおよびイータックスレシートの作成、送付および保管に関するサービスプロバイダーの費用は含まれません。

6.2 VAT登録事業者である法人または法人格を有するパートナーシップに対して、以下の資産に関する投資金額の200%の追加所得控除が認められます。

- 歳入局長官により通達される条件を満たしたPOS(Point of sale)システムコンピューターに接続されるキャッシュレジスターマシン
- イーペイメントサービスに接続されるPOSシステムのコンピューターソフトウェア

本税務恩典の適用に関して、POSキャッシュレジスターマシンに求められる条件は以下のとおりです：

- POSシステムのために、コンピューターソフトウェアおよびコンピューターシステムに接続される
- 歳入法典第86/6に基づくタックスインボイスの一覧が発行される
- 売上金額および売上の詳細が記録される
- 物品、またはサービスの金額からVATが区別される
- EDC(Electronic Data Capture)に接続される
- 物品やサービスの為に支払われるVATの金額を、その都度受け取り、送付できる。

6.3 対価の支払者である法人または法人格を有するパートナーシップに対して、以下の資産に関する投資金額の200%の追加所得控除が認められます。

- 電子源泉徴収のためのコンピューターソフトウェアおよび電子証明書の保存のためのコンピューター、コンピューター機器、コンピューターコンポーネントの開発。
- 電子源泉徴収に用いられる電子証明サービスおよびクラウドシステム。

上記、「6. イータックスシステムへの投資」に記載の税務恩典を受けるために必要となる条件は、以下のとおりです。

1. 2019年4月30日から12月31日の間に支払われる金額が所得控除の対象となります。
2. 資産はタイ国内で所有され、過去に未使用の状態であり、かつ、2020年12月31日までに使用できる状態である必要があります。
3. 所得控除の権利は、資産が使用された会計年度より開始されます(POSキャッシュレジスター機器や電子源泉徴収システムを使用したイータックスインボイスやイータックスレシートの作成、送付、保管)。
4. イータックスインボイス・システム、イータックスレシート・システム、電子源泉徴収システムおよびPOSキャッシュレジスター機器は、少なくとも、連続する3会計期間において、連続して使用されなければなりません。
5. 取得された資産は、全部または部分的にでも、歳入法典の下で発行されたその他税務規則による税務恩典の対象となっていないこと。

法人が上記の条件を満たさない場合には、上記税務恩典を受けている会計期間の税務申告書は、再提出される必要があります。しかし、税務恩典が適用された資産が損傷した場合、または、存在しなくなった場合には、過去の恩典使用期間について再計算を行う必要はありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.